

原発事故時に福島県外に単身赴任し（住民登録も行われていた。）、平成23年4月に旧緊急時避難準備区域内の自宅に戻る予定であったが、原発事故により直ちに自宅に戻れなかった申立人について、平成24年8月までの間、避難に伴う日常生活阻害慰謝料及び滞在者慰謝料が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	精神的損害
期間	自平成23年4月1日 至 平成24年8月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、申立人に対し金170万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月17日

（仲介委員 坂本正幸）